

事 務 連 絡
令和5年8月30日

各県立学校長 様

県立学校部参事兼保健体育課長

「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間中における
部活動の公式大会等への参加等について（通知）」に関するQ&A

令和5年8月30日付け教保体第949号「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業
期間中における部活動の公式大会等への参加等について（通知）」に関するQ&Aを作成
したので、お知らせします。

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886

**「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業期間中における部活動の
公式大会等への参加等について（通知）」 Q & A（令和5年8月30日版）**

Q1：公式大会等の範囲を教えてください。

A1：運動部においては、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟、日本中学校体育連盟、埼玉県特別支援学校体育連盟及び日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が主催する全国大会及びその予選会を対象とします。（下記参照）

- ・全国高等学校総合体育大会
- ・関東高等学校体育大会
- ・全国高等学校選抜大会
- ・関東高等学校選抜大会
- ・関東高等学校体育大会県予選会
- ・学校総合体育大会兼全国高等学校総合体育大会県予選会
- ・県民総合スポーツ大会兼高等学校新人大会（県大会・地区大会）
- ・競技団体が主催し、県高体連が共催する大会（県高校選手権大会）
- ・競技団体が主催する大会（関東選抜大会、全国選抜大会、国民体育大会の県代表を決定する内容のもの）

文化部においては、全国高等学校文化連盟及び各連盟等が主催する大会・コンクール並びにその予選会を対象とします。定期演奏会や発表会等も対象とします。

Q2：公式大会等以外の大会や通常の練習に参加はできないのか。

A2：今回の措置は、公式大会等が部活動の成果を発揮する貴重な場であり、児童生徒の学びの保障の一環として極めて重要であることを踏まえたものです。臨時休業中の特例措置であり、その適用は限定的としています。

そのため、公式大会等以外への参加や練習への参加等は認められません。

Q3：学級閉鎖等中に児童生徒が公式大会等へ参加する場合は、教育委員会への報告等が必要か。

A3：報告の必要はありません。児童生徒の体調等を十分確認の上、校長が適切に判断してください。

Q4：学級閉鎖等中や活動停止中に児童生徒が公式大会等へ参加する場合は、大会主催者との協議は必要か。

A4：当該公式大会等の開催要項等に照らし合わせて対応してください。

Q5：通知1（1）「対象となる児童生徒の参加する日ごとの体調を確認の上」の「参加する日ごと」とはどのような意味か。

A5：公式大会が複数日にまたが行われる場合などは、必ず、参加する日ごとに該当児童生徒の体調確認を行った上で、その都度、参加の可否について判断ください。

Q6：活動停止中の公式大会等への参加可否についての判断基準はどのようなものか。

A6：個別のケースに応じて、県教委との協議の上、校長が判断してください。

なお、判断に当たっては、「活動停止（部員同士の接触がなくなった日）から公式大会等までの期間が中1日以上あり、各児童生徒の十分な体調確認による発症の有無の見極めが一定程度できる場合には参加を可能とする」など、新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえ、適切に判断してください。

Q7：体調不良者等の判断の際、新型コロナウイルス感染症の症状と類似する疾病の可能性も考慮するのか。

A7：新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であるため、周囲の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて適切に判断してください。